

令和6年11月

お客様各位

北見信用金庫

## 仕向外国送金(海外への送金)の取扱変更について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

近年、マネー・ローンダリング防止やテロ資金供与対策の強化が国際的な重要課題とされ、特に外国為替業務については、リスクが高い取引としてより慎重な対応が求められております。

このため当金庫のマネロン・テロ資金供与対策の管理態勢などを勘案し、誠に勝手ながら仕向外国送金(海外への送金)の取扱いについて、送金受付の対象者を下記のとおり制限させていただきます。

お客様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、被仕向外国送金(海外からの送金の受領)については、制限は設けず従来通りの取扱いといたします。

### 記

1. 変更開始日

令和6年12月2日(月)

2. 外国送金依頼人の一部制限

「平成31年4月以降、当金庫にて仕向外国送金取引の実績のあるお客様」に制限させていただきます。

以上